

第 1 4 号議案

亀岡市野外活動施設条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市野外活動施設条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例

亀岡市野外活動施設条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 9 条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

野外活動センター使用料

大人	1 人	270円
小人		100円

別表第 2（第 6 条関係）

施設使用料

(1) キャンプ場宿泊料

大人	1 人 1 泊	320円
小人		100円

(2) テント使用料

キャンプテント（10人用）	1張1泊	1,080円
持込みテント		320円

(3) スポーツハウス使用料

和室	1人1日	100円
会議室		100円

(4) さくらツリーハウス使用料

1棟1日	540円
------	------

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中、さくらツリーハウス使用料の宿泊の部分を削る規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市野外活動施設条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市野外活動施設条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市野外活動施設の設備更新等に伴い、使用料の見直しを行い、金額改正をすること。
- 2 亀岡市野外活動施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、別表第2の改正規定中、さくらツリーハウス使用料の宿泊の部分を削る規定は、公布の日から施行すること。この条例による改正後の亀岡市野外活動施設条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。